

## 令和3年度岩手県農業共済組合 家畜診療業務体験研修実施要領 抜粋

### 1. 目的

産業動物臨床獣医師を志す獣医学生を対象として、NOSAI 岩手家畜診療所業務内容の理解度を高めることにより、産業動物臨床獣医師の育成と家畜診療所職員の安定確保のため、この研修を実施します。

### 2. 対象者

次のいずれも満たす学生とし、実習単位取得のみを目的とする場合は対象としません。

- (1) 獣医系大学の教育課程1～6年生及び大学院生で、主任教授等に推薦された学生。
- (2) 東北地区農業共済組合家畜診療所へ産業動物獣医師として就職を考えている学生。  
※確定していなくても構いません。  
※NOSAI 岩手の募集については別途 HP 等で確認してください。

### 3. 受入期間等

令和3年度(令和3年6月から令和4年3月末まで)。

研修期間及び日程は受講者との間で調整します。受入時期が前後する場合があります。

### 4. 研修内容

家畜診療所の就業体験を基本としますが、診療業務体験、産業動物の獣医学的技術習得など学生の学年や技能の習熟度によって受入家畜診療所と受講者等(受講者及び主任教授)とで調整します。

### 5. 受講申込

#### (1) 受講申込

原則として研修開始希望日の1ヵ月前までに、必要書類を添えて NOSAI 岩手診療部診療課へ申し込んでください。

※時期に余裕をもって、まず電子メール等で一報をお願いします。

その後家畜診療所と調整し、担当から必要書類等について連絡します。

#### (2) 必要書類等

- ・受講申込書
- ・誓約書
- ・主任教授等による推薦書
- ・学研災及び学研災付帯損害賠償保険もしくは同等の保険への加入が証明できる書類
- ・旅行保険への加入が証明できる書類
- ・その他必要な書類

## 6. 研修に要する経費の助成

受講者に対して研修に要する経費の一部を助成します。助成金は受講者(もしくはその保護者)が指定する金融機関口座に、研修終了後に振込みます。

### (1)交通費

NOSAI 岩手の職員旅費規程を基準とした往復交通費を、大学の所属する地区により次の金額を上限とし実費を助成します。

ただし、領収書(写し不可)を速やかに提出した cases に限ります。

北海道地区:5万円

東北地区:2万円

関東地区:3万円

中部・近畿・中国・四国地区:5万円

九州地区:8万円

自家用車による参加は、東北地区の大学に在学する学生及び帰省先が東北地区である場合に限り認めます。費用助成額は、岩手県以外からの参加の場合に一律1万円とします。

### (2)宿泊費

指定する宿泊施設を利用することを原則とし、宿泊に係る実費を負担します。

やむをえず指定以外の宿泊施設を利用する場合は、1泊 7,700 円(税込)を上限として実費を助成します。ただし、研修終了までに領収書(写し不可)を提出した cases に限ります。

原則として食費は受講者負担とし、助成はしません。

### (3)宿泊施設から家畜診療所への交通費等

原則として宿泊施設から家畜診療所へ移動にかかる交通費は受講者負担とし、助成はしません。

### (4)岩手大学学生への助成

岩手大学に在学する学生については、研修先家畜診療所の場所により宿泊の可否を判断し、宿泊費を助成します。

## 7. 注意事項

研修期間中の自動車事故、その他の不慮の事故について、NOSAI 岩手はその責を負わないものとします。また、受講者が故意又は重大な過失により施設、器具類等を破損した場合は、受講者及びその連帯保証人が弁済の責を負うものとします。

## 8. 受講者が遵守すべき事項(一般的事項)

(1)研修日前の10日間以内に、海外から入国または帰国していないこと。

(2)研修日前の4ヵ月以内に海外で使用した器具、衣服、靴等を、参加時に持参しないこと。止むを得ず使用しなければならない場合には、事前に洗浄及び消毒その他の措置を講ずること。

(3)国内の他の畜産関係施設等(大学含む)で使用し、家畜に直接接触する物品を持ち込む場合は、十分に洗浄及び消毒を行うこと。

- (4)受講者は、受入へ出発する際及び終了の際に、主任(担当)教授等に連絡し、必要な指示を仰ぐこと。
- (5)学研災等の保険は、大学で認めた学外研修でなければ保険の対象とならないため、必ず大学担当者に事前・事後の報告をすること。
- (6)受講者の都合による研修の中止または受入及び研修期間の変更は、原則として認めない。止むを得ず中止する場合は、直ちに岩手県農業共済組合本所診療部、受入家畜診療所、所属大学の担当者に連絡すること。
- (7)白衣、長靴、聴診器他研修に必要な物品、印鑑、健康保険証、日用品等を携行すること。
- (8)受講者は、指導獣医師等の指示に従い規律ある行動をとるものとする。これが守られない場合、受入家畜診療所長の判断で研修を中止させることがある。
- (9)受講者は、研修で知り得た岩手県農業共済組合、家畜診療所、農家等の機密に属する事項及び個人情報について、研修期間中及び研修終了後においても一切これを漏えいしてはならない。
- (10)研修期間中における施設、人物、動物、機器類等の写真や動画の撮影は、家畜診療所担当者や動物飼養者等の許可を得て行うこと。また、撮影の許可を得た写真や動画であっても、ホームページ、ブログ、SNS(Facebook、Twitter、LINE等)、共有サイト等に掲載することは、これを一切禁止する。

## 9. 受講者の個人情報保護

NOSAI 岩手は、受講者に関する参加申込書等の申込書類はすべて厳重に管理・保管し、家畜診療業務体験研修及び獣医師職員募集以外の目的では使用しません。

## 10. 新型コロナウイルス感染症対策

### (1)研修前

- 1)住所地が岩手県の発表している感染拡大地域では無い場合に参加可能です。ただし、感染拡大地域以外に2週間以上滞在した直後からの参加は可能とします。
- 2)研修の1カ月前から携帯端末に「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)」をインストールし使用してください。
- 3)研修日前の1カ月以内に新型コロナウイルス感染患者またはその疑いがある患者と接触がある場合は、研修を中止します。(COCOAの通知も同様とします。)
- 4)研修の2週間前から「新型コロナウイルス感染症対策に関する記録」を記録し研修前日に報告していただきます。
- 5)研修開始前までにPCR検査を受け、新型コロナウイルス感染陰性であることを証明してください。(検査費用等は原則本人負担となります。)

### (2)研修中

- 1)宿泊は指定宿泊施設等を利用し、研修以外の不要不急の外出は自粛してください。
- 2)研修中は感染予防対策(手洗いの徹底、マスク着用、検温)を実施してください。
- 3)研修中に新型コロナウイルス感染症に限らず健康上の異常が認められた場合は、直ちに

研修中の家畜診療所へ連絡してください。

(3)その他

- 1)可能な限り新型コロナウイルスワクチンを接種した後に研修に参加してください。
- 2)研修終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が現れた場合や新型コロナウイルス感染症陽性と診断された場合は、早急に研修を実施した家畜診療所に連絡してください。
- 3)今後、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について、国等の方針にあわせた対応に変更することがあります。

※NOSAI 夏期臨床実習についても本要領を準用し、その場合の申し込み様式等は NOSAI 夏期臨床実習に準じます。

※ただし、NOSAI 夏期臨床実習が単位取得目的だけの場合は、この要領による経費助成は行いません。

●受講に関する 連絡、問い合わせ先

〒020-0857 岩手県盛岡市北飯岡 1-10-50

NOSAI 岩手 診療部 診療課

電話 019-601-7496

村松 [yoshiei@nosai-iwate.or.jp](mailto:yoshiei@nosai-iwate.or.jp)

※連絡用のメールはできるだけ、フリーメール(Gmail Yahoo など)は使用しないでください。

